

參考資料

1 計画の策定経過

日程		会議・内容
令和5年度	令和5年7月31日	第2回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定及びアンケート項目の確認について
	令和5年8月8日	第1回かしわこども未来応援会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の概要について ②各課の事業で貧困世帯に関わる事例及び個別ケースから感じた課題確認について
	令和5年9月29日	第2回かしわこども未来応援会議【書面会議】 ①柏市子どもの生活実態調査の調査項目の確認について
	令和5年10月30日	第3回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定に係るアンケート調査票の確認について
	令和5年12月15日 ～令和6年1月12日	柏市ひとり親世帯等調査 ①柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査について
	令和6年1月18日 ～令和6年2月18日	柏市子どもの生活実態調査 ①柏市こどもの貧困対策推進計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査について
	令和6年1月25日 ～令和6年7月31日	支援者ヒアリングの実施
	令和6年3月18日	第3回かしわこども未来応援会議 ①柏市子どもの生活実態調査アンケートの速報結果（報告）及び施策の検討について ②柏市こどもの貧困対策推進計画の次期計画策定のスケジュールの確認について
	令和6年3月28日	第5回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定に係るアンケートの結果報告について

日程		会議・内容
令和6年度	令和6年5月24日	第1回柏市子ども・子育て会議 ①柏市子どもの生活実態調査の結果概要説明について ②柏市ひとり親家庭等自立促進計画の概要について
	令和6年8月28日	第3回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の骨子説明について ②柏市子どもの生活実態調査、柏市ひとり親世帯等実態調査を踏まえた課題説明について
	令和6年10月21日	第1回児童健康福祉専門分科会 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の素案説明について ②パブリックコメントの実施報告について ③必要な人に”効果的に情報を届ける方法”についての意見確認について
	令和6年10月25日	第4回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の素案説明について ②パブリックコメントの実施報告について ③必要な人に”効果的に情報を届ける方法”についての意見確認について
	令和6年12月10日 ～令和7年1月10日	パブリックコメントを実施
	令和7年2月13日	第5回柏市子ども・子育て会議 ①パブリックコメントの実施結果について ②柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の最終案の報告について

2 かしわこどもの未来応援会議について

かしわこどもの未来応援会議設置要綱

制定 平成27年11月17日

施行 令和5年6月15日

(目的)

第1条 この要綱は、柏市の将来を託すことになる全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、全庁的にこども施策を推進・協議していくため、かしわこどもの未来応援会議（以下「会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、こども部長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長が必要と認めたときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の目的達成に必要な事項の検討

(2) 情報の収集、情報交換、各関係部署の総合調整

(3) 関係部署に対する必要な措置、協力等の要請

(4) その他、市長が必要と認める事項
(事務局)

第5条 会議の事務局は、こども福祉課とする。

2 事務局は、次の事務を分掌する。

(1) 会議の庶務に関すること

(2) 会議の開催に関すること

(3) その他、市長が必要と認める事項に関すること

3 上記事務局以外も会議を開催することができる。その場合は、召集を希望する担当課が事務局の役割を担うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別表（第2条関係）※令和6年度現在

	構成部	職 名
1	生涯学習部	生涯学習課長
2	学校教育部	学校教育課長
3	〃	指導課長
4	〃	児童生徒課長
5	〃	教育研究所長
6	福祉部	生活支援課長
7	健康医療部	地域保健課長
8	市民生活部	市民課長
9	経済産業部	商工振興課長
10	都市部	住宅政策課長
11	企画部	経営戦略課長
12	こども部	こども政策課長
13	〃	子育て支援課長
14	〃	こども福祉課長
15	〃	保育運営課長
16	〃	学童保育課長
17	〃	こども発達センター 所長
18	〃	こども相談センター 所長
	事務局	こども福祉課

※会議の議題等の状況により、オブザーバーとして、該当する担当課を召集する。

3

柏市要保護児童対策地域協議会について

柏市要保護児童対策地域協議会運営要領

制定 平成18年 4月 1日

施行 平成18年 4月 1日

1 目的

この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、柏市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 委員

- (1) 協議会は、別表1に掲げる国又は地方公共団体の機関若しくは法人又は別表2に掲げるその他の者(以下「関係機関等」という。)をもって構成する。
- (2) 市長は、毎年度、協議会名簿を作成し、関係機関等の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。
- (3) 市長は、前号の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第6項に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

4 要保護児童対策調整機関の指定

市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として柏市こども部こども相談センターを指定する。

5 会長及び副会長

- (1) 協議会に、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は調整機関を所管する柏市こども部長があたる。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 組織

協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

7 代表者会議

- (1) 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次のアからエに掲げる事項について協議する。

ア 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

イ 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

ウ 協議会の年間活動方針に関すること
エ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。

- (2) 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

- (3) 代表者会議は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 実務者会議

- (1) 実務者会議は、支援対象児童等の支援の実施状況を把握し円滑な支援を行うための環境整備のため、次のアからオに掲げる事項について協議する。

ア 支援対象児童等の事例について定期的な状況確認及び支援の評価、支援方

針の見直しなど総合的な事例の管理に関する
こと。

イ 子ども虐待の防止及び支援対象児童
等の支援に関する課題の整理に関する
こと。

ウ 要保護児童対策を推進するための啓
発活動に関すること。

エ 協議会の年間活動方針案の作成に関
すること。

オ その他実務者会議の設置目的を達成
するために必要な事項。

(2) 実務者会議は、調整機関が必要に
応じて招集し、議事進行を務める。

9 要保護児童等進行管理部会

(1) 前項第1号アに掲げる事項を実施
するため、実務者会議に要保護児童等
進行管理部会（以下「進行管理部会」
という。）を置く。

(2) 進行管理部会の構成機関は、調整機
関が指定する。

(3) 進行管理部会は定期的に調整機関
が招集し、議事進行を務める。

10 個別ケース検討会議

(1) 個別ケース検討会議は、個別の要保
護児童等に関する具体的な支援の内容
等を検討するため、次のアからカに掲
げる事項について協議する。

ア 個別の支援対象児童等の状況の把
握及び問題点の確認に関すること。

イ 個別の支援対象児童等に係る支援
の経過報告及びその評価並びに情報共
有に関すること。

ウ 個別の支援対象児童等に対する支
援方法の確立及び担当者の役割分担の
決定並びにこれらについての担当者間
の共通の認識の確保に関すること。

エ 個別の支援対象児童等を主として担
当することとなる機関及び担当者の決
定に関すること。

オ 個別の支援対象児童等に係る援助及
び支援計画の検討に関すること。

カ その他個別ケース検討会議の設置目
的を達成するために必要な事項。

(2) 個別ケース検討会議は、調整機関
が招集し、議事進行を務める。

(3) 会長は、個別ケース検討会議の設
置目的を効果的に達成するため必要が
あると認めるときは、第3項第3号の
規定により個別ケース検討会議の構成
員として指名された者以外の者に対し
個別ケース検討会議への出席を求めて
意見を徴することができる。この場合
において、求めに応じて出席した者に
対し、会長は、個別ケース検討会議の
協議過程において知り得た秘密を漏ら
してはならない旨の誓約を求めるもの
とする。

11 調整機関の業務

法第25条の2第5項に規定する
調整機関の業務は、次に掲げるとおり
とする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること

ア 協議会の協議事項の案の作成そ
他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関するこ
と。

ウ 協議会に係る資料の保管に関す
ること。

エ 個別の支援対象児童等の記録の
管理に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実
施状況の把握及び関係機関等との連絡
調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等
に係る支援の実施状況の把握に関する
こと。

イ アにより把握した支援対象児童
等の支援の実施状況に基づく関係機関
等の連絡調整に関すること。

ウ その他協議会の庶務に関するこ
と。

12 秘密の保持

協議会の構成員及び構成員であつ
た者は、法第25条の5の規定により
正当な理由なく協議会の職務に関して
知り得た秘密を漏らしてはならない。

1 3 関係機関等への協力要請

協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3の規定する関係機関等と同様の協力要請を行う場合に当たっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

1 4 補則

この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年5月21日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月17日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月29日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から

施行する。

附則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 ※令和 6 年度現在

国又は地方 公共団体の 機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	千葉地方法務局柏支局 千葉県柏児童相談所柏末広 支所 千葉県柏警察署 千葉県教育庁教育振興部児 童生徒安全課 柏市広報部 広報広聴課 柏市企画部 共生・交流推進センター 柏市福祉部 福祉政策課 障害福祉課 生活支援課 柏市健康医療部 地域保健課 保健所 保健予防課 柏市こども部 こども政策課 子育て支援課 こども福祉課 こども相談センター 学童保育課 保育運営課 こども発達センター 柏市生涯学習部 生涯学習課 柏市学校教育部 学校教育課 児童生徒課 少年補導センター 柏市消防局 救急課
法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	社団法人柏市医師会 社団法人柏歯科医師会 社会福祉法人柏市社会福祉 協議会 柏市地域生活支援センター 柏市立柏病院

	児童家庭支援センター相談 室ルッカ 柏市地域生活支援拠点あお ば
--	---

別表 2

その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	柏人権擁護委員協議会によ り推薦された者 柏市民生委員児童委員協議 会により推薦された者 柏市民健康づくり推進員連 絡協議会により推薦された 者 柏市青少年相談員連絡協議 会により推薦された者 柏市子ども会育成連絡協議 会により推薦された者 柏市少年補導委員連絡協議 会により推薦された者 柏市私立幼稚園協会により 推薦された者 柏市私立認可保育園協議会 により推薦された者 柏市認定こども園協議会に より推薦された者
-----------------------------------	---

4 支援者ヒアリングについて

【No.1 児童家庭支援センター】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・初めにつながる支援先で「拒否」されてしまうと、その後の支援先も介入することが難しい。
- ・人を家に上げることや相談することが難しく、拒否されるかたも多い。
- ・不登校の児童が増えている。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計が苦しい家庭が多い。

③必要だと想定される支援

- ・食の支援について、保護者が料理をすることが困難なため、調理されたものを求めることが多い。調理されていない、お米やうどん、パンなどの主食類はニーズがある。
- ・学習支援の場所が増えてほしい。

【No.2 こどものショートステイ実施事業者】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こどもが大きくなると保護者の干渉が少なくなる。成長するにつれてこどもが自分の家がほかの家庭と違うと感じるようになる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計が苦しい家庭が多い。

③必要だと想定される支援

- ・家事支援で家に入るのを拒否されるかたに、親子ショートステイなどの短期間でも親子共に受け入れられる場所があると良い。
- ・こどもを通して家庭に必要な支援が分かってくる。新しい洋服を欲しがっている時や、毎日同じパンを食べているときなど。ふとしたタイミングでそういった話を聞ける場があると良い。

【No. 3 かしわ就労自立サポートセンター（ハローワーク松戸）】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・就労のほかにも課題のある家庭が多い。利用者の半数以上はこどもが不登校などの問題を抱えている。
- ・発達障害のグレーゾーンのかたが多い傾向にある。
- ・職歴をみると、1年仕事が続かず、職場を転々としている。職場内のコミュニケーションができず、言葉以外をくみ取ることができない人もいる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・生活保護世帯は、普段の環境から働かなくても良いと考えてしまうかたが多いと感じる。
- ・ひとり親のかたは忙しく、転職に対する意志が弱いと支援が途切れるケースがある。
- ・離職率が高い。

③必要だと想定される支援

- ・生活保護を脱却するための後押し、生活保護で良いと考えてしまうかたへのアプローチがあるとよい。
- ・早期の就労支援があるとよい。
- ・ハローワーク、地域若者サポートステーション、シルバー人材等のつながりが強化されると良い。
- ・体験就労の機会の提供があると良い。

【No.4 かしわ地域若者サポートステーション】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・自覚はないが本人も家族もグレーゾーンの障害があって、世の中にうまく出られない人が多いように感じる。
- ・ひとり親家庭も多く、生活が厳しいため、こどもに自立してほしいと相談に来る人もいる。
- ・ハローワークは紹介されたら自力で就職できる人が多いが、サポートステーションは集団生活が苦手な若者の利用も多い。
- ・不登校であるこどもが多い。コロナ禍で対人スキルが落ちているように感じる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・経済的、精神的な面で家族のサポート力が乏しいケースがある。こどもが発達障がい等で上手くいかない場合が多い。虐待等がある家庭もみられる。
- ・発達障がいがあっても、それを本人や家族が受け入れない場合のつなぎ先が難しい。

③必要だと想定される支援

- ・重層的支援として、あいネット、児童相談所、生活支援課、あ・えーるワークス、柏市社会福祉協議会と連携ができています。しかしながら解決策が見いだせないことが多い。
- ・集団行動が苦手な高校などを退学した人向けの職業訓練機関があると良い。

【No. 5 柏市地域支援センターあいネット】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・DV、家庭内別居、ひとり親、離婚再婚が多いかた、精神障害（親・子）のかた、外国籍のかたからの相談が多い。
- ・男性の場合は、支援の受け入れをよしとしないケースがある。
- ・保護者の価値観がこどもに投影されている。親がきれいな身なりだったり、こどもにもゲームなどを与えていたりするので、ぱっと見ただけでは困窮かどうかわからない。こどもは自分の家庭の状況が基準となるため、生活環境の違和感に気づけない。親に反発するよりも、諦めることが多い。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・親の養育能力が低いと感じる。
- ・こどもがこどもらしい生活をしていないと感じる。お金の支援も大事だが、こどものいる世帯はお金だけでは解決しない場合がある。
- ・こどもからの相談は少なく、親からが多い。生活困窮だと子の困りごとはわかりにくい。

③必要だと想定される支援

- ・居場所の支援として、どの年代のこどもにとっても理想となる大人像、様々な大人と会える環境が増えるとよい。
- ・学校が変わるタイミングでも、切れ目なくフォローできる体制があるといい。
- ・DVですぐに避難できる場所が欲しい。親のレスパイトの場所にもなればいい。
- ・こどもに掃除や生活環境の意識付けができるとよい。

【No. 6 スクールソーシャルワーカー①】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・傾向としては圧倒的に母子世帯が多い。多くが不登校も抱えている。家庭としては、DV や保護者の精神疾患があり働けなくなる場合や、働いていてもパートで細々と働いていることが多い。
- ・経済的困難家庭の印象として、DV 等により精神的に弱っている保護者が多い。心療内科に通っている場合や精神障害者手帳を持っている人もいる。こどもどころではなくなっている。
- ・家族も孤立しているが、こどもも孤立している。
- ・生活保護のかたは、家計管理ができない人が多い。
- ・ごみ屋敷になってしまう家は、発想が「使い捨て」である。物が買えないのではなく、たくさん買ってきて使い捨ててしまい、ごみが溜まる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・保護者の「就労支援」も課題。精神的に不安定ななか、正職員として週5日の勤務は厳しいかたもいる。
- ・市の支援情報が入手しにくい家庭へのアプローチ。情報の発信、外国籍のかたが理解できるかどうかが大事。

③必要だと想定される支援

- ・生活保護世帯は塾どころではない。人と関わる、学力の遅れを取り戻すという点においても学習支援が広がっていくとよい。
- ・支援は早期発見、早期対応が大事。生まれた時からどう対処していくか、家庭が早めに「助けて」と言える環境をつくることが大切である。
- ・なにをするにしても、手続きを簡単にすることが大事である。

【No.7 スクールソーシャルワーカー②】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こどもが不登校のため保護者は就職が難しい。また、親自身に精神疾患がある場合、こどもを学校に連れて行くことができないケースもある。
- ・親子ともに疾患があり、いずれも病院に通っているケースがある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・困ったときにすぐに相談できる場所があればいい。
- ・保護者に精神疾患があると、約束することが難しい。何かをしたいときに、体調が悪いためスケジュールを立てることができない。
- ・保護者に家庭環境を整えるスキルがない。保護者が精神疾患だと、気分の落ち込みで動けなくなるなどへの苦労も抱えている。

③必要だと想定される支援

- ・小学校入学時にも関わらず、ランドセルなどを準備していない世帯に、柏市社会福祉協議会からランドセルを寄附してもらえ。体操服の寄附もありがたい。

【No.8 スクールソーシャルワーカー③】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・ゲームをやっている影響から、親子で昼夜逆転。家はごみ屋敷、本がない家が多い。
- ・食べ物は出来合いのもので、お腹を満たしている。ずっとスマホでゲームをしているため、学力は落ち、学校にも行く気がなくなり、不登校になるケースがある。
- ・親の心が満たされない場合、子育てに影響する。
- ・過度な支援が当たり前になることがある。不満を多く抱え、なんで自分がこんなつらい目にあっているのかという気持ちがある。
- ・生活保護を受給している世帯で多子世帯が多い。収入は多くはないが、働いていない。お金の困っているというより、使い方がわからず、お金がこどものために使われていない場合がある。
- ・父子家庭の場合、男性は職場での立場があるためか、相談場所が限られる。特性のあるかたが多いように感じる。すぐに結果を求め、相談機関を転々とすることが多い。
- ・家に本がない。読み聞かせをしてもらったことがなく、本が読めない。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・親が、こどもは学校に行かなくてもいいと思ってしまうと、介入が難しい。
- ・学校や行政に対して、指導されるイメージを持っており、呼び出しされる、会ったら叱られるというイメージをもっているかたもいる。
- ・コロナ禍で、こどもの大事な時期にコミュニケーションを学ぶ機会が減ったことは大きく影響している。

③必要だと想定される支援

- ・頑張っている家庭とも関わるとよい。がんばっていると認めることができる場所があればよい。
- ・多子世帯、ひとり親世帯は、小さい時から切れ目のない支援が必要。子ども食堂、学習支援はつながるいいきっかけとなる。
- ・お金だとほかのことに使ってしまうため、現物支給が良いと感じる。

【No. 9 民生委員・主任児童委員①】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こちらから連絡がとれない人が多く、必要なときに都合よく連絡してくることがある。
- ・ママ友の横のつながりがないので、何年生から塾に通えばいいのかななどの情報交換ができないかたもいる。
- ・精神疾患があることが多い（ADHD、片付けができない）。
- ・お金の使い方の優先度に違和感のある人が多い。
- ・母親が朝に弱いから朝ごはんを食べておらず、給食が頼りとなる家庭もある。家が汚いから必要なものが見つからない。
- ・みんな母親が好き。母親が困りそうだとわかると、何も言わなくなるこどももいる。
- ・情報が親に届きにくく、相談するところがない。相談先がわからない世帯もある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・就学すれば先生とつながれるが、幼稚園や保育園に通っていない場合は、つながることができない世帯もある。

③必要だと想定される支援

- ・民生委員の役割は問題が起きてからの解決ではなく、未然防止が役割であると認識している。何かしら心のよりどころがあればいいと感じる。

【No.10 民生委員・主任児童委員②】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・精神疾患のある親が多い。朝起きられず子どもと一緒に寝ていたりする。
- ・電子レンジ、炊飯器といった、当たり前の生活家電がない世帯もある。
- ・話をしたい気持ちに波がある。連絡のないときは全くこないが連絡が頻繁にくるときがある。
- ・大人と関係を築くのは問題ないが、子ども同士だと難しいように見える。
- ・友達が少ない。大人より子どものほうがシビア。同じ悩みを持つ共通の友達ができればいい。
- ・困りごとを解消しようとアプローチをかけても、親は困っていないので断られる。しかし子どもは困っている。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・外国籍のかたは感覚の違いから、中卒で働けばいいと思っているかたもいる。
- ・母親のケアが必要。お金の支援だけではなく、保健師など専門職が介入できるとよい。
- ・家庭科の授業を機に生活力をつける。今は男の子も授業で裁縫などを学ぶため、掃除洗濯のやり方を教えるのはいいと思う。

③必要だと想定される支援

- ・無料の食材配布。お米は子どもも炊けることから、ご飯にかけるレトルトなどがあればなおよい。
- ・市役所からの手紙は読まない。学習支援などは学校を通じて案内したほうがいい。
- ・小学校の入学式や卒業式の洋服の支援があるとよい。その子どもだけ普段着で参加すると、周囲の人も違いを感じやすい。

【No. 11 ひとり親を対象とした相談員】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・結婚と離婚を繰り返していることも多い。
- ・再婚同士だと、夫のほうにもこどもがいて、前妻の子への養育費の支払いがあるので、生活費がもらえない場合がある。
- ・相談者の親も離婚や、DV 被害があったという連鎖を感じる。
- ・父母ともに精神疾患を持つケースが増えている。精神疾患により、夫婦どちらも働くことができず、離婚するケースもある。
- ・夫の収入が高く、表面上は裕福だが、妻子にお金を渡さない。生活費、学費を渋られるケースもある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・家計管理ができていない人も多い。医療費控除を行えるのに申告していない。余裕がないから手が回らない。
- ・知識と情報がないため、支援サービスが使えない場合がある。

③必要だと想定される支援

- ・夫より妻の収入が低いと、夫に支配されている。そのため、妻の経済的自立が必要である。

【No. 12 柏市社会福祉協議会】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・多重債務を抱えているかたや生活に追われているかたの傾向として、収支状況を確認すると公共料金を滞納していることがある。
- ・貸付申請者は、年金生活者や生活保護にギリギリ入らない収入状況のかたが多い。
- ・単発でなく、複数回の申請をするかたも多い。季節にあった服装でなく、身だしなみが整っていないかたもいる。
- ・こどもの健康状態が良くない。虫歯が多い。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・人間関係を構築することが苦手、スキルが不足している場合がある。
- ・家計管理や計画性がない。経済困窮といっても、収入がないだけでなく、使い道の優先順位が立てられないことに課題がある。

③必要だと想定される支援

- ・こどもに生活力（掃除や料理など）をつけられる支援が必要である。
- ・家計相談が必要である。

【No. 13 市立高校】

①経済的に課題を抱える世帯の様子（保護者、こども）

- ・進学にあたり修学支援金、奨学金を借りる生徒が多い。
- ・多子世帯で進学できず就職する生徒もいる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・大学進学に係る入学金などの費用。将来返済しなければならないため、貸付型奨学金について、容易に勧めづらい。

③必要だと想定される支援

- ・日本学生支援機構の給付型奨学金もあるが、給付は入学後となるため、奨学金の支給前に進学先に支払う入学金などの支援があるとよい。

5 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称のことです。

オンライン相談

チャットやテレビ電話などのオンラインツールを用いて身近な場所から相談できるサービスのことです。

【か行】

かしわこどもの未来応援会議

柏市内のこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、市役所の組織で、こども施策を推進・協議していくための会議体です。

柏市総合計画

必要となる取組や事業を計画的かつ戦略的に推進できるようまとめ、市民・企業・学校・行政などがまちづくりの方向性を共有し、進むべき方向を見誤らない羅針盤となる総合的な計画のことです。

柏市ひとり親福祉会

ひとり親家庭の交流会や相談会等、ひとり親家庭の自立と親睦を目指して活動している団体です。

かしわ就労自立サポートセンター

就労による早期の自立を支援するため、柏市と千葉労働局・ハローワークの協定に基づき、ハローワーク松戸の出先機関として設置された機関です。

国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることなどを目的に、厚生労働省が毎年実施している調査です。

子ども・子育て支援複合施設

乳幼児から中高生世代まで、すべてのこども・若者たちが成長にあわせて利用でき、妊産婦・子育て家庭も利用できる総合的な施設のことです。

子ども食堂

こどもが一人で利用することができる食堂で、民間団体等の自主的な取り組みであり、無料又は低価格で食事や居場所を提供しています。

【さ行】

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者が監護されることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整え、生活・学習・家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長と自立を支援する施設です。あわせて、退所者に対し相談などの援助を行います。

スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門職です。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門職です。

生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮するかたに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

【た行】

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までのかたを対象として、経済的な自立に向けた就労支援等を行う厚生労働省が委託する支援機関です。

【な行】

日本学生支援機構

大学や専門学校等の修学支援制度である奨学金や留学生支援の事業を行っている機関です。

【は行】

ハローワーク就労支援ナビゲーター

就労支援に関する有資格者や企業の人事労務管理経験を有する者が、一人ひとりの状況に合わせて就職支援を行う専門家です。

ひとり親サポートメール

柏市こども福祉課専用の情報メール配信サービスのことです。ひとり親家庭を対象に、各種手当の支給日や民間団体の奨学金など、様々な情報を配信しています。

フードバンク

市民や企業などが、食材等は無償で提供する活動や団体のことです。

母子生活支援施設

経済的困窮を伴う困難な状況にある母子が、親子共に生活しながら、自立の促進のための支援を行う施設です。また、退所者に対し相談等の援助も行います。

母子・父子自立支援員

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う相談員です。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、「児童委員」も兼ねています。

児童委員は、こどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもを見守り、子育てや妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。

メタバース空間

インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間のことです。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護、日常生活上の世話や家事を過度に担っているこどもをいいます。周囲の大人が気づき、家庭の状況に応じた支援につなぐことが必要です。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、関係機関によってこどもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場のことです。

【ら行】

療育

障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。



第2期柏市こどもの貧困対策推進計画・ 第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

令和7年（2025年）3月

発行：柏市 編集：こども部こども福祉課
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL：04-7167-1595

この冊子は再生紙を使用しています。

